議案第46号

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月4日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正に伴い、 条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例の一部を改正する条例

瑞穂町介護保険条例(平成12年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第 2項」に改める。

附則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

旧

目次 略

第1章及び第2章 略 第3章 略

新

(保険料率)

第4条 略

(1)から(5) 略

(6) 略

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292 条第1項第13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第 34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条 第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定 の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ略

(7)から(14) 略

2 略

第5条から第11条 略

第4章及び第5章 略

附則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

目次 略

第1章及び第2章 略 第3章 略

(保険料率)

第4条 略

(1)から(5) 略

(6) 略

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292 条第1項第13号に規定する合計所得金額 (以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第3 4条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第 1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の 適用がある場合には、当該合計所得金額 から令<u>第38条第4項</u>に規定する特別控除 額を控除して得た額とする。以下この項 において同じ。)が120万円未満であり、 かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ略

(7)から(14) 略

2 略

第5条から第11条 略

第4章及び第5章 略